

## 練馬区環境活動団体届出要綱

平成14年9月19日 練環環発第212号 制定

平成26年11月27日 26練環環第756号 全部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、練馬区内において環境学習活動または環境保全活動を行う団体（以下「環境活動団体」という。）の届出の要件その他の必要な事項を定め、届出を行った環境活動団体の活動を広く区民に周知することにより、環境活動団体の活動の発展に資することを目的とする。

### (届出の要件)

第2条 本要綱に基づき届出を行うことのできる団体は、つぎの各号の全てに該当する環境活動団体とする。

- (1) 構成員の5割以上が練馬区内（以下「区内」という。）に在住していること。
- (2) 団体の代表者が区内在住、在勤または在学の者で、18歳以上のものであること。
- (3) 継続的に活動していること。
- (4) 営利または特定の政党もしくは宗教のための活動でないこと。
- (5) 団体の組織および活動のための会則を有していること。
- (6) 団体の活動のための会計が適正に処理されており、予算または決算等により団体の内外への透明化が図られていること。
- (7) 第8条に規定する区民の閲覧および第9条に規定する練馬区公式ホームページによる公開に同意できること。
- (8) 公序良俗に反する団体でないこと。
- (9) 既に届出をしている団体と同一とみなされる団体でないこと。

### (届出に必要な書類)

第3条 本要綱に基づき届出を行う団体は、つぎに掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 練馬区環境活動団体届出書（第1号様式）
- (2) 団体の会則
- (3) 会員名簿
- (4) 前期の活動報告書または今期の活動計画書
- (5) 団体の収支が分かる直近の予算書または決算書

### (受理)

第4条 区長は、前条の規定による届出の記載が第2条に規定する要件に適合している場合は、届出を受理する。

2 区長は、前項の届出を受理したときは、練馬区環境活動団体届出受理通知書（第2号様式）（以下「通知書」という。）を交付する。

### (通知書の有効期間および更新)

第5条 通知書の有効期間は、前条第2項に規定する通知書が交付された日から直近の有効期限までとする。

2 前項に規定する有効期限は、平成28年3月31日（以下「基準日」という。）を最初の有効期限とし、その後は、基準日から2年ごとの3月31日とする。

（届出事項の変更）

第6条 第4条第2項の規定により通知書の交付を受けた団体（以下「届出団体」という。）は、第3条第1号から第3号までの書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく練馬区環境団体届出事項変更届（第3号様式）により届け出なければならない。

（届出の抹消）

第7条 区長は、届出団体がつぎの各号のいずれかに該当したときは、届出を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 練馬区環境活動団体届出抹消届（第4号様式）により届出があったとき。
- (3) その他区長が届出団体としてふさわしくないと認めたとき。

（届出事項の公開）

第8条 区長は、届出団体の練馬区環境活動団体届出書に記載されたつぎに掲げる事項（以下「環境活動団体ファイル」という。）を、環境課において区民の閲覧に供することができる。

- (1) 団体の名称および代表者氏名
- (2) 連絡先氏名
- (3) 連絡先の電話番号または電子メールアドレス
- (4) 団体のホームページアドレス
- (5) 団体の活動内容、活動日時および主な活動場所
- (6) 団体の会員数、会員募集の有無および会員の資格要件
- (7) 団体の入会金および会費
- (8) 入会希望者へのメッセージ

2 前項の規定により閲覧に供する環境活動団体ファイルは、環境学習活動または環境保全活動に関連するものとし、つぎの各号に該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 区の施策および計画を阻害するおそれがあるもの
- (3) 区の公開の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 問合せ先が明らかでないもの
- (5) 著作権、肖像権等の第三者が有する権利を侵害するおそれのあるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人的宣伝に関するもの
- (7) 差別、偏見および不必要な区別を助長するおそれのあるもの
- (8) その他区が発信する内容としてふさわしくないと認められるもの

（練馬区公式ホームページによる公開）

第9条 区長は、前条に規定する環境活動団体ファイルを練馬区公式ホームページで公開する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長が別に定める。

付 則（平成26年11月27日26練環環第756号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年11月30日以前に環境学習および環境保全活動団体登録要綱（平成14年9月19日練環環発第212号）第3条の規定により、練馬区長に環境学習および環境保全活動団体登録申請書を提出し、登録を受けている団体は、第4条第2項の規定により、通知書の交付を受けたものとみなす。この場合において、通知書の交付を受けたものとみなされた団体の有効期間については、平成27年3月31日までとする。